

諮問番号 令和4年諮問第1号

答申番号 令和4年答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に関する処分は取り消されるべきである。

第2 事案の概要

- 1 平成26年11月11日、審査請求人は、東大阪市〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に、生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護を申請し、同日から保護が開始された。
- 2 平成26年12月1日、処分庁は、審査請求人から署名押印がされた「生活保護不正受給防止に関する確認書」を受理した。
- 3 平成29年11月13日、処分庁は、審査請求人から同年4月分から同年9月分までの収入申告書を受理した。
- 4 平成30年1月25日、処分庁は、審査請求人から署名押印がされた「生活保護不正受給防止に関する確認書」を受理した。
- 5 平成30年4月9日、処分庁は、審査請求人から平成29年10月分から平成30年3月分までの収入申告書を受理した。
- 6 受付印が不鮮明であるため提出があった日付は不明であるが（処分庁の弁明書によれば令和2年11月2日）、処分庁は、審査請求人から同年4月分から同年9月分までの収入申告書を受理した。
- 7 受付印が不鮮明であるため提出があった日付は不明であるが（処分庁の弁明書によれば令和3年4月2日）、処分庁は、審査請求人から令和2年10月分から令

和3年3月分までの収入申告書を受理した。また、審査請求人から転居に伴う前住居の解約返戻金について申告があり、挙証資料として〇〇信用金庫△△支店の審査請求人名義の預金通帳の写しを受理した。

8 令和3年4月15日、処分庁は、預金通帳の写しに記載された保護開始後の申告のない〇〇 〇〇からの計7回総額350,000円の入金について、審査請求人に対し事実確認をしたところ、審査請求人から「〇〇 〇〇は知人であり、家賃の支払いに間に合わせるため一時的に借り、保護費や年金が入れば手渡して返していた。」と回答があった。

9 令和3年4月20日、処分庁は、〇〇信用金庫に対し法第29条の規定による調査を実施し、同年5月17日、同調査の結果、〇〇信用金庫△△支店の審査請求人名義の口座に〇〇 〇〇からの借入金(以下「本件借入金」という。)として、次の入金記録(合計524,000円)があることを確認した。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 平成29年8月25日 | 44,000円 |
| (2) 平成29年10月13日 | 30,000円 |
| (3) 平成29年10月27日 | 50,000円 |
| (4) 平成29年11月22日 | 50,000円 |
| (5) 令和2年4月20日 | 50,000円 |
| (6) 令和2年5月20日 | 50,000円 |
| (7) 令和2年9月24日 | 50,000円 |
| (8) 令和2年10月26日 | 50,000円 |
| (9) 令和2年11月24日 | 50,000円 |
| (10) 令和2年12月21日 | 50,000円 |
| (11) 令和3年1月27日 | 50,000円 |

10 令和3年10月13日、処分庁は、審査請求人に対し本件借入金524,000円について、法第78条第1項の規定により費用徴収をする決定(以下「本件処分」という。)を行い、同年11月5日、本件処分を審査請求人に通知した。

- 1 1 令和4年1月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、東大阪市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件借入金が申告すべき収入に当たらないこと

本件借入金については、既に貸主に対し返還していることから収入に当たらず、本件借入金と同額を徴収する本件処分は違法である。

(2) 不実の申請その他不正な手段により保護を受けていないこと

「生活保護不正受給防止に関する確認書」に署名しているが、生活が苦しい状況の中で、生活保護を受給するため署名するように指示があったために署名したもので、内容を精読した上で署名は行っておらず、本件借入金が収入に当たると認識していない。

2 処分庁の主張

(1) 本件借入金が申告すべき収入に当たること

法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（法第4条第1項）と規定し、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」（法第8条第1項）と規定している。

法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者がその最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。法は「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしていないが、将来返済が予定さ

れている借入金についても、借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきである。その上で、生活保護行政の実務においては、補足性の原則について一定の例外を設け、収入として認定する場合の具体的指針や収入として認定しない一定の公的扶助や貸付金等を定めているほか、貸付を受けるについては保護の実施機関の事前の承認があること等を要件としている。

以上から、本件借入金は、その返済の状況にかかわらず、法第61条に規定する届出が必要な収入に当たり、また、処分庁の事前の承認を得ていないことから、収入認定から除外される対象とはならないと判断したものである。

(2) 不実の申請その他不正な手段により保護を受けたこと

処分庁は審査請求人に対し、平成26年12月1日、平成30年1月15日（※処分庁が提出した弁明書の記載では、15日となっているが、本来は25日の誤りと解される。）の2回、「生活保護不正受給防止に関する確認書」を用いて借入れをした場合などについて届出が必要である旨の説明を行い、審査請求人は、これについて理解した旨の署名及び押印を行っており、法第61条の届出の必要性を認識していたと認められる。また、令和3年4月2日に審査請求人から提出のあった預金通帳の写しを処分庁が確認したところ、本件借入金の入金があったことが判明したため、法第29条の規定による調査を実施した結果、本件借入金は、総額524,000円であることを確認した。併せて、審査請求人が借入れを行っていた期間の収入申告書に本件借入金の記載がないことを確認した。

以上の事実から審査請求人が法第61条に規定する届出の必要性を認識していたにもかかわらず、その義務を果たさず、事実を故意に隠蔽し、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたと判断し、法第78条第1項の規定により費用徴収を行うことを決定したものである。

(3) 結論

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

イ 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

ウ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

エ 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。

(2) 本件処分について

ア 借入金は収入であるか

法は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び「その者の金

銭又は物品」について特に限定をしておらず、将来返済が予定されている借入金についても、当該借入れによって、被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これを原則として収入認定の対象とすべきであるとした上で、生活保護行政の実務においては、補足性の原則について一定の例外が設けられ、収入として認定する場合の具体的な指針や収入として認定しない一定の公的扶助や貸付金等を定め、貸付を受けるについて、保護の実施機関の事前の承認があること等を要件としている（平成18年（行ウ）第10号・同20年2月4日札幌地方裁判所判決）。したがって、審査請求人が生活保護受給中にした借入れに係る金銭については、その返済の状況にかかわらず、収入認定の対象となる。

イ 不実の申請その他不正な手段の該当性

「生活保護不正受給防止に関する確認書」には、「2 届出が必要な場合」の「収入関係」の「⑤その他収入」として「生活保護法の趣旨に反し、借金をした場合」と記載している。処分庁は、平成26年12月1日、平成30年1月25日に「生活保護不正受給防止に関する確認書」により届出の義務について説明を行い、審査請求人はこれを了承し、署名捺印をしている。したがって、審査請求人としては借入金を収入と申告すべき義務があるという認識をしているか、認識すべきであったといえる。

審査請求人は、平成29年11月13日に提出した収入申告書で同年4月から9月まで毎月〇〇〇〇円の恩給・年金・手当・仕送り等の収入を申告している。収入の種別は空欄となっているが、(例)の厚生年金に丸を付けていることから、厚生年金について申告したものと考えられる。平成30年4月9日に提出した収入申告書で平成29年10月から平成30年3月まで厚生年金〇〇〇〇円の収入を申告している。受付印が不鮮明であるため、提出があった日は不明であるが、令和2年4月から9月まで厚生年金〇〇〇〇

円の収入があったことを申告している。また、別の収入申告書でも令和2年10月から令和3年3月までの厚生年金〇〇〇〇円の収入があったことを申告しているが、それ以外の収入については申告を行っていない。これらの事情によれば、審査請求人が本件借入金を収入として申告しないまま保護を受けていたことは、本来申告すべき事実を申告せず、不正な手段により保護を受けていたものと言わざるを得ない。

ウ 上記以外の違法性又は不当性について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

令和3年11月5日	処分庁が審査請求人に対し本件処分を通知。
令和4年1月26日	審査請求人より本件審査請求。
令和4年5月24日	審理員が審査庁に対し審理員意見書を提出。
令和4年6月15日	審査庁より当審査会に諮問。
令和4年7月21日	本件処分に係る1回目の会議を開催（第21回審査会）。
令和4年8月31日	本件処分に係る2回目の会議を開催（第22回審査会）。 審査請求人の口頭意見陳述を実施。
令和4年9月29日	本件処分に係る3回目の会議を開催（第23回審査会）。
令和4年11月14日	本件処分に係る4回目の会議を開催（第24回審査会）。

第6 審査会の判断

1 争点並びに争点ごとの判断及びその理由

本件審査請求における当審査会の争点並びに争点ごとの判断及びその理由は、次のとおりである。

(1) 本件借入金は申告すべき収入であるか

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるも

のを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であつて、かつ、これを超えないものでなければならない（法第8条第1項及び第2項）。これらの規定に照らせば、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者がその最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。借入金についても、借入れによって被保護者の利用可能な資産が増加することとなる。

したがって、保護受給中に被保護者が借入れをした場合、これは法第4条第1項の「資産」又は法第8条第1項の「金銭」に該当し、申告すべき収入に当たるといふべきである。

イ この点、審査請求人は、本件借入金について、月末に借入れをし、翌月の月初に返済をしていることから、返済済みの本件借入金を収入とするべきでないこと、そもそも借金を収入とするべきでないこと等の主張をするが、前記認定のとおり、借入れは、その時点で被保護者の利用可能な資産を増加させることから申告すべき収入となるのであつて、返済によって利用可能な資産が増加した事実が遡って否定されるものではないことから、保護の受給中に被保護者が借入れを行った場合、当該借入れによる金銭は、申告すべき収入に当たる。

（2）法第78条の不実の申請その他不正な手段に該当するか

法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」には、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解される。そこで、審査請求人が届出義務のある借入れの事実を隠匿し、申告しなかったといえるかという点について検討する。

ア 処分庁が提出したケース記録によれば、処分庁担当職員が、審査請求人に対

し、「生活保護のしおり」を用いて説明を行っていることが認められる。また、処分庁に聴取したところ、処分庁担当職員は「生活保護のしおり」による説明の際、「生活保護を受けるにあたって(説明用シート)」を用いて説明しており、これには、「新たに借金をすることは認められない。借金をした場合、全額が収入として充当の対象となる」旨の記載があり、審査請求人は、この説明を受け、「生活保護不正受給防止に関する確認書」への署名押印のみならず、「生活保護開始時確認シート」においても借金をした場合の説明を受けたこと(説明内容14番)について確認をした上で、署名押印をしていることが認められる。

したがって、客観的には、審査請求人は、借金が収入に当たり、法第61条の届出義務の対象となることについて一応理解していたと認められる。

イ しかしながら、口頭意見陳述において、審査請求人は、本件借入金が収入に当たらないと思っていた旨及び収入に当たらない以上届出が必要であると認識していなかった旨を陳述した。

この点、一般論として、金融機関からではなく、知人、友人、親類縁者から一時的に資金の援助を受けた場合、これを借入れと認識しないことはあり得るといえる。そこで、処分庁が審査請求人に対して、収入として届出が必要な借入金についてどのような説明を行っていたのかを確認する。

これに関しては、第1に、処分庁が審査請求人に保護開始時に交付したとされる「生活保護のしおり」の届出が必要な場合の記載をみると、収入として例示されているなかに借入金が含まれることが明示されていなかった。第2に、審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、借入金を記載すべき「恩給・年金・手当・仕送り等の収入」欄に借入金为例示されていなかった。第3に、「生活保護不正受給防止に関する確認書」には「生活保護法の趣旨に反し、借金をした場合」に届出が必要な旨の記載があるものの、審査請求人が同確認書を提出した平成26年12月1日及び平成30年1月25日のケース記録には、処分庁担当職員が、本件のような借入金が申告すべき収入に当たると説明

したことをうかがわせる記載は見当たらなかった。

ウ この点、平成29年12月2日及び令和2年10月29日に審査請求人が処分庁に対し提出した資産申告書には、「負債（借金）」の記載欄が設けられているにもかかわらず、同記載欄には「無」と記載されている。これらの資産申告書を提出した時期については、客観的には本件借入金による負債があった時期であると認められるところであるが、これは、審査請求人が本件借入金を申告を要する借金に当たると認識していなかったためであると推察できる。

加えて、審査請求人は、本件借入金の発覚前に、本件借入金の記載がある預金通帳の写しを処分庁担当職員の指示に従って提出しているところ、これは本件借入金に係る収入申告義務を認識していなかった者の行動として、自然といえる。

エ これらの事情を総合的に判断すると、本件において、審査請求人が本件借入金の事実を隠匿したとまではいえず、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと認めることはできない。

2 結論

以上の理由から、当審査会としては第1に記載のとおり判断する。

第7 付言事項

なお、審査会の判断は上記のとおりであるが、職権で次のとおり付言する。

本件については、審査請求人が、知人からの借入れについて、処分庁に申告を要する収入に当たると認識していなかったことにより生じたものであることから、処分庁におかれては、「生活保護のしおり」や各種様式について、保護の申請者が正確に理解できるような記載となっているかどうかを改めて確認し、必要に応じて修正等をされたい。

令和4年12月9日

東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 八 木 正 雄

委員 橋 元 紀 子

以 上